

令和 2 年 5 月 1 2 日 開 会

令和 2 年 5 月 1 2 日 閉 会

令 和 2 年

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

# 令和 2 年 第 1 回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第 57 号

地方自治法（昭和 22 年度法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、  
令和 2 年第 1 回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 2 年 5 月 1 日

小豆島町長 松 本 篤

記

- 期 日 令和 2 年 5 月 12 日（火）
- 場 所 小豆島町議会議場
- 付議事件
  - 専決処分の報告について  
（小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について）  
（小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）  
（損害賠償の額の決定及び和解について）
  - 専決処分の承認について  
（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）  
（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）  
（小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）  
（小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）
  - 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約について

- (4) 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事  
(第1工区)に係る工事請負契約の変更について
  - (5) 令和2年度小豆島町一般会計補正予算(第1号)
  - (6) 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 

開 会 令和2年5月12日(火曜日)午後1時58分

閉 会 令和2年5月12日(火曜日)午後3時20分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月12日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	×
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
参 事	大 江 正 彦	○
参 事 兼 総 務 課 長	久 利 佳 久	○
参 事 兼 こども教育課長	後 藤 正 樹	○
参 事 兼 健康づくり福祉課長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川宿田 光 憲	○
税 務 課 長	清 水 一 彦	○
住 民 生 活 課 長	谷 本 静 香	○
高 齢 者 福 祉 課 長	立 花 英 雄	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	真 砂 智 規	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
住 ま い 政 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
生 涯 学 習 課 長	山 本 重 敏	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名  
 議会事務局長 森 貞 二  
 書記 立 住 貴 彦

議事日程  
 別 紙 の と お り

令和2年第1回小豆島町議会臨時会議事日程

令和2年5月12日(火)午後2時00分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第3号 専決処分の報告について  
(小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第4 報告第4号 専決処分の報告について  
(小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第5 報告第5号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額の決定及び和解について) (町長提出)
- 第6 議案第28号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例等の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第7 議案第29号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第8 議案第30号 専決処分の承認について  
(小豆島町税条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第9 議案第31号 専決処分の承認について  
(小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第10 議案第32号 専決処分の承認について  
(小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について) (町長提出)
- 第11 議案第33号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第12 議案第34号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事(第1工区)に係る工事請負契約の変更について (町長提出)
- 第13 議案第35号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)
- 第14 議案第36号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (町長提出)

開会 午後1時58分

○議長（谷 康男君） こんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいまして、ありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和2年小豆島町議会第1回臨時会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症については、先般、緊急事態宣言の期間が5月末日まで延長され、依然として予断を許さない状況でございます。町といたしましても、引き続き町民の皆様に対して感染拡大防止に向けた周知啓発を図ってまいりますとともに、さまざまな分野における支援策等を速やかに対応するため、今般提案します補正予算に計上させていただいているところでございます。

さて、本臨時会では、専決処分の報告3件及び承認5件、契約案件2件、新型コロナウイルス感染症に関連する補正予算案2件をご提案させていただくことといたしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、臨時会開会に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 次に、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月1日付及び5月1日付で町の人事異動があり、課長級などの一部がかわっております。異動のあった職員のみご挨拶をお願いします。総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） 4月1日付で参事兼総務課長を拝命いたしました久利でございます。議会事務局長在任中は、議員の皆様には大変お世話になりました。この場をおかりしてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。今後も、引き続きご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 5月1日付で参事兼こども教育課課長を拝命いたしました後藤です。幼稚園、保育所、小学校、中学校の適切な運営管理と出会いの創出、5歳児健診、奨学資金貸付制度など、さまざまな子育て支援に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 失礼いたします。5月1日付で税務課長を拝命いたしました清水です。よろしくお願いいたします。納税者に納税の大切さをご理解をいただくとともに、正確な課税に努めてまいります。議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本重敏君） 失礼します。4月1日付で生涯学習課長を拝命しました山本です。本課の所管する26の施設における破損度、老朽度の調査等を実施しまして、施設ごとの今後のあり方についての計画である長寿命化計画の策定について、微力ではございますが、一生懸命取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましては、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 5月1日付で住民生活課長を拝命しました谷本でございます。よろしくお願いいたします。住民生活に密着した諸般の課題に果敢に取り組んでいきたいと思っております。住民サービスの向上にも努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 農林水産課長兼オリーブ課長。

○農林水産課長兼オリーブ課長（真砂智規君） 4月1日付で農林水産課とオリーブ課の課長を拝命いたしました真砂です。小豆島町の農林水産業はさまざまな課題がございますが、微力ながら尽力いたしますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（森 貞二君） 最後になります。学校教育課から4月1日付で議会事務局長のほうになりました。スムーズな議会運営に心がけたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 失礼しました。住まい政策課長。

○住まい政策課長（山口総一郎君） 5月1日付で住まい政策課長を拝命いたしました山口です。よろしくお願いいたします。住まい関連を一元化ということで住まい政策課とな

りましたので、今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（谷 康男君） ありがとうございます。

本日の欠席届け出議員は5番藤井議員です。ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、本日の第1回臨時会は成立いたしました。

これより開会します。（午後2時04分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、3番大下淳議員、4番森弘章議員を指名しますので、よろしくお祈いします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について）

#### 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について（小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、報告第3号及び日程第4、報告第4号専決処分の報告については相関する案件でありますので、あわせて町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例について、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するもの

でございます。

また、報告第4号につきましても、同法の施行に伴い、小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部改正が必要となったため、同様に専決処分を行い、報告するものでございます。

内容につきましては、総務課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（久利佳秀君） それでは、上程議案集の2ページをお願いいたします。

報告第3号は、小豆島町監査委員条例の一部を改正する条例の専決処分の報告になります。

1ページおめくりください。

令和2年4月1日に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により条文のずれが生じたので、当該条文を参照しておりました小豆島町監査委員条例第5条におきまして、改正前の第243条の2を改正後の第243条の2の2に改正するものでございます。地方自治法第180条第1項の規定による小豆島町長専決処分指定事項第6項に該当しますことから、3月31日付で町長の専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、上程議案集の5ページをお願いいたします。

こちら、報告第4号小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告となります。

1ページおめくりください。

報告第3号と同様に、小豆島町介護保険施設事業の設置及び管理に関する条例第5条におきましても地方自治法第243条の2を参照しておりましたので、同様に改正し、町長の専決処分を行いましたので議会に報告するものでございます。以上でございます。

~~~~~

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第5、報告第5号専決処分の報告について町長の報告を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 報告第5号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、土庄簡易裁判所令和2年（ノ）第1号損害賠償請求調停事件について、損害賠償の額を決定し、和解したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分

し、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（後藤正樹君） 報告第5号専決処分の報告についてご説明いたします。

上程議案集の7ページです。

専決事項は、損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

次のページをお開きください。

昨年12月2日、小豆島中学校で発生いたしました事故に関し、土庄簡易裁判所令和2年（ノ）第1号損害賠償請求調停事件について、下記の調停条項を受諾し、損害賠償額を申立人に支払うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項により専決処分いたしました。

小豆島町専決処分第9号、下記の申立人に対し、損害賠償の額を決定し、和解する。

1、申立人は、町内在住の個人の方です。

2、調停条項です。

1、小豆島町は、申立人に対し、本件解決金として金28万円の支払い義務があることを認める。

2、小豆島町は、申立人に対し、前項の金員を令和2年5月31日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は小豆島町の負担とする。

3、申立人は、その余の請求を放棄する。

4、申立人と小豆島町は、本件に関し、本調停条項に定めるほかに何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5、調停費用は各自の負担とする。

以上で報告を終わります。

○議長（谷 康男君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第28号 専決処分の承認について（小豆島町税条例等の一部を改正する条例について）

日程第7 議案第29号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第28号及び日程第7、議案第29号専決処分の

承認については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第28号専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

また、議案第29号も、同様の理由により小豆島町国民健康保険税条例の改正を専決処分いたしましたので、議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第6、議案第28号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（清水一彦君） それでは、議案第28号専決処分の承認についてご説明申し上げます。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

本条例につきましては、令和2年度税制改正において、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が3月31日にそれぞれ公布され、4月1日を初めとして、地方税法の改正で4段階に及んで施行されることに伴い、本町の税条例についても、その一部を改正する必要が生じたので専決処分させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によりご説明させていただきます。

今回の改正は3条立ての構成となっており、第1条及び第2条は税条例の一部改正、第3条は税条例の一部を改正する条例の改正となっております。

なお、説明は、主要な改正部分のみとさせていただき、条文の整備による改正等については割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、第1条による改正は29ページまでになります。これについては、原則、令和2年度施行でございます。

第24条からは、町民税における非課税の範囲について記載しております。全てのひとり

親家庭に対して公平な税制を実現する観点より、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消するため、非課税の範囲にひとり親を適用する改正となります。

次に、第34条の2、先述のひとり親控除を追加する改正です。

第36条の2第1項の改正は、法律改正に合わせた規定の整備です。

第24条から第36条の2第1項の施行は、令和3年1月1日施行となります。

11ページの第36条の3の2、12ページの第36条の3の3は、給与所得者や公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合、扶養親族等申告書の記載については、その旨の記載を求める事項については昨年改正いたしました。今回の改正でひとり親が定義されますので、単身児童扶養者であることの記載を不要とする手続の改正でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。第54条からは固定資産税に関する改正です。

第2項及び第4項は規定の整備です。

第5項は、所有者不明の固定資産について、調査を尽くしても所有者が明らかとならない場合には、その土地等の使用者を所有者とみなして課税する旨の改正です。

第6項から第8項は規定の整備でございます。

次に、16ページの中段、第74条の3は、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録なされている個人が死亡している場合において、現所有者に固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させる旨の改正でございます。

次に、17ページに記載の第94条は、葉巻たばこの課税方式の見直しです。1本当当たりの重量が1グラム未満の軽量の葉巻たばこは、本数課税ではなく従量課税がとられてまいりましたが、今回の改正で、紙巻たばこ同様、本数で課税されることとなります。令和2年10月1日からの施行となりますが、1年間は経過措置として、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこに換算することになっております。

第96条から第98条までが、たばこ税の法律改正に合わせた規定の整備となります。

その他の改正につきましては、主に元号変更による条文の整備となります。

続きまして、第2条による改正でございます。議案集は、30ページから40ページの中段までとなります。

第19条から第52条までは、法律改正による規定の整備でございます。

39ページに記載の第94条は、第1条改正でご説明いたしました軽量の葉巻たばこを紙巻たばこ同様の課税方式で課税する旨の改正でございます。令和3年10月1日施行となっております。

その他の改正につきましては、先ほど申しましたように、主に元号変更による条文の整備となります。

40ページをお願いいたします。

続きまして、第3条による改正でございます。議案集は44ページまでとなります。

第3条は、記載のとおり、平成31年町条例第12号の改正条例の改正をする規定で、主に元号変更による条文の整備でございます。

最後になりますが、附則として施行期日を記載しております。

先ほどご説明いたしましたが、第1条から第3条までの改正の年度に応じたタイミングに合わせて、施行の期日と経過措置を規定しております。1月1日の施行期日は、町民税の賦課期日が1月1日であること、その年度の税制改正を行うため1日の施行が必要となります。経過措置につきましては、改正前の年度についてはなお従前の例によるものとし、改正後には即時の適用を規定し、その場合の条文適用の明確性を確保するための規定を記載しております。

附則第7条から第10条までは、各年の改正条例を改正するもので、元号変更による施行期日の整備となっております。以上、簡略ではございますが、小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第7、議案第29号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第29号小豆島町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の53ページをお願いいたします。

今回の改正は、令和2年度の税制改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる一方で、国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の乗すべき金額を引き上げるにより軽減の対象となる世帯の拡大を図るものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

54ページをお願いいたします。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に引き上げるものでございます。

次の第4項は、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。これらの改正により、国民健康保険税全体の上限額は96万円から3万円増の99万円となります。

次に、55ページをお願いいたします。

第23条は、所得判定基準額を引き上げるにより保険税の軽減対象を拡大するものでございます。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯に係る保険税の軽減に関する規定でございます。軽減の判定所得の算定において控除する額について1人当たり5千円を加算し、28万5千円とするものでございます。

次の第3号は、2割軽減の対象となる世帯に係る保険税の軽減に関する規定でございます。軽減の判定所得の算定において控除する額について1人当たり1万円を加算し、52万円とするものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日とし、改正後の小豆島町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものとしてございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 3 0 号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

日程第 9 議案第 3 1 号 専決処分の承認について（小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について）

日程第 1 0 議案第 3 2 号 専決処分の承認について（小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第30号から日程第10、議案第32号専決処分の承認についてまでは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第30号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日から施行されたことに伴い、小豆島町税条例に所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

また、議案第31号につきましても、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大している状況を踏まえ、傷病手当金が支給できるよう国民健康保険税条例の改正を専決処分し、また議案第32号についても、同様の理由により傷病手当金の支給に係る事務を追加するため、小豆島町後期高齢者医療に関する条例の改正を専決処分いたしましたので、議員の皆様のご承認をいたごうとするものでございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第8、議案第30号専決処分の承認についての内容説明を求めます。税務課長。

○税務課長（清水一彦君） 議案第30号専決処分の承認について、小豆島町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の57ページをお願いいたします。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るために、地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布施行されることとなり、本町の税条例についても、その一部を改正する必要が生じたので専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、地方税法等の改正に伴う小豆島町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表により逐条ごとを基本にご説明させていただきます。

今回の改正は、施行期日の関係から2表立ての構成となっております。

議案集の58ページをお開き願います。

初めに、第1の表による改正です。59ページまでにわたります。これについては令和2年4月30日施行に係る改正でございます。

まず、附則第10条からでございますが、固定資産税における読みかえ規定についてです。地方税法において、新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税の課税標準の特例措置として、中小事業者等が所有し、かつ事業に使用する家屋及び償却資産に対する令和3年度分の固定資産税の減免規定及び中小事業者等が令和3年3月31日までに取得した先端設備等に該当する家屋等に関する固定資産税の減免規定の適用に伴い、町税条例の固定資産税の課税標準を定める条文の読みかえ規定に先述の内容をつけ加える改正でございます。

続いて、附則第10条の2です。先述の中小事業者等が令和3年3月31日までに取得した先端設備等に該当する家屋等に関する固定資産税の減免規定が規定されたことに伴い、14項及び17項において規定を整備するものでございます。

続いて、附則第15条の2です。こちらは、地方税法の改正により、軽自動車税に係る環境性能割の非課税措置を令和2年9月30日から令和3年3月31日までに延長する改正でございます。

続いて、附則第23条です。こちらは、地方税法で規定されている新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続に関して、申請書の訂正に係る期間について条例委任されているため、地方税法の改正に合わせて規定の整備を行うものでございます。

続きまして、第2の表による改正です。61ページまでにわたります。これについては令和3年1月1日施行に係る改正でございます。

まず、附則第10条からでございますが、第1の表により改正した読みかえ規定に関して、令和3年1月1日施行の地方税法の改正による条ずれが生じるため、町税条例においても対応するものでございます。

附則第10条の2についても、先述の条ずれに対応する改正でございます。

続いて、附則第24条です。町民税における寄付金控除の特例についてでございます。

地方税法の改正により、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止措置のために中止等となった文化芸術またはスポーツに関する行事等のうち、町長が指定するものの中止等で生じた入場料金などの払い戻しを請求する権利を放棄した場合に寄付金控除が適用されることになったことに伴い、町税条例に規定を整備するものでございます。

続いて、附則第25条です。町民税における住宅借入金等特別税額控除の特例についてです。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の施行により、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症等の影響により入居が期限に遅れた場合でも、特定の条件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば特例措置の対象となります。そのことに伴い、地方税法においても、改正により住宅ローン控除の適用期間が令和15年度から令和16年度に延長されたため、町税条例においても同様の規定を整備するものでございます。以上、改正の概略と要点を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第9、議案第31号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第31号小豆島町国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の62ページをお願いします。

今回の改正は、国保に加入している被用者に新型コロナウイルス感染症の症状がある場合、傷病手当金を支給することで、会社を休んで外出を控えることができる環境を整備し、感染症の拡大を抑制しようとするものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

63ページをお願いします。

第7条は、新型コロナウイルス感染症またはその疑いがある場合に傷病手当金を支給する規定でございます。

第1項は、支給の対象となる期間に関する規定で、対象期間を仕事につけなくなった日から3日を経過した日から、休日を除く日数とするものでございます。

次ページにかけての第2項は、傷病手当金の額の規定で、支給額は、直近3カ月の平均給与から算定される日額の3分の2に相当する額とするものでございます。ただし、1日当たりの支給額について、条文のとおり増減を定めるものでございます。

次の第3項は、適用期間に関する規定で、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6カ月までとするものでございます。

第7条の2は、傷病手当金と給与等の調整に関する規定でございます。新型コロナウイルス感染症またはその疑いがあり、仕事を休んだ場合に給与が支給されるときは、さきに算定した傷病手当金と給与との差額を支給することと定めるものでございます。

第7条の3は、支給されるべき予定の給与が支給されなかった場合は、その給与分について傷病手当金を支給するという規定でございます。

第2項は、給与分について町が支払った場合は、その額を事業所の事業主から徴収する規定でございます。

第8条以降につきましては、条ずれに伴う修正でございます。

65ページにあります附則につきましては、本条例の施行期日を公布の日とし、改正後の第7条から第7条の3までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までに属する場合に適用することとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 1つは、対象が被用者に限られているということで、本町に

おける国保加入者のうちの被用者の人数を教えてください。

それと、給料をもらっている人以外でも、自営業者とか個人で働いている方も対象にすべきだと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長（谷 康男君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） まず初めの第1点のご質問でございます。

小豆島町の国保の被保険者は4月1日現在3,653名ございます。そのうち、給与収入のある人数が1,303名となっております、およそ3分の1名ぐらいというふうな数字になっております。

次に、傷病手当金の対象を広げてはどうかというようなご質問でございますが、これにつきましては、厚労省の見解ですが、自営業者などにつきましては、資金繰りなどで傷病手当金と別の支援のスキームがあるため、傷病手当金は被用者のみというふうな説明をします。これによりまして町もそのような対応をとります。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

次、日程第10、議案第32号専決処分の承認についての内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第32号小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の66ページをお願いします。

今回の改正は、国保と同様に、香川県後期高齢者医療広域連合においても、後期高齢者医療被保険者のうち被用者について、新型コロナウイルス感染症に感染した場合もしくは発熱等の症状があり、感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するため、傷病手当金

を支給することといたしました。そのため、本町の事務として傷病手当金の支給に係る事務についての規定を追加するものでございます。

それでは、詳細につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

67ページをお願いいたします。

第2条の町において行う事務について、第8号として、広域連合の傷病手当金の支給に係る申請書の受け付けに係る事務についての規定を追加するものでございます。また、この規定の追加に伴い、旧の第8号を第9号に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を、香川県後期高齢者医療広域連合の条例の施行日である令和2年5月1日とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号専決処分の承認については原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第33号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約について

日程第12 議案第34号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、議案第33号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約について及び日程第12、議案第34号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約の変更については関連する案件ですので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第33号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る

工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関し、遮水工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号につきましては、令和元年第3回小豆島町議会定例会でご議決をいただいた雨水バイパス管改修工事に係る工事請負契約について、現地精査により変更の必要が生じたことから工事請負契約を変更しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第11、議案第33号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 議案第33号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約につきまして説明申し上げます。

上程議案集の69ページをお願いいたします。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、予定価格が5千万円を超える本件工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1としまして、契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事でございます。契約の方法につきましては一般競争入札による契約でございます、3の契約の金額につきましては3億8,720万円でございます。契約の相手方は、香川県小豆郡小豆島町片城甲44番地210、香川舗道株式会社代表取締役片山克彦でございます。

1ページめくっていただきまして、70ページの概要書をご覧ください。

項目1、2、3につきましては、先ほど説明したとおりでございますが、項目4の工期につきましては、町の指定する日から令和3年3月31日までとして仮の契約を締結したところでございます。

項目5の工事概要につきましてはご覧のとおりでございますが、本件工事では、プラスチック系の遮水シートの敷設、固定を主な工事内容といたしております。

71ページ、A4の図面のほうをちょっとご覧いただきたいんですが、図面の赤と青でお示しします箇所が今回の工事対象区域でございまして、投入する廃棄物から浸出いたします汚水の土壌浸透を妨げるため、水処理施設を除くほぼ全面を遮水シートで覆うことといたしております。

70ページに戻っていただきまして、項目6の入札業者におきましては、ご覧の3社の応札がございました。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 遮水工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第12、議案第34号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約の変更についての内容説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（谷本静香君） 議案第34号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約の変更につきまして説明申し上げます。

上程議案集の72ページをお願いいたします。

本件は、令和元年第3回定例会で議決賜りました工事請負契約に関しまして、現地精査による数量の変更を理由とする契約の変更に当たりまして、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本件請負工事の変更につきましては、項目3の契約の金額でございまして、1億670万円から638万円増額いたしまして1億1,308万円にしようとするものでございます。

73ページの概要書をご覧くださいます。

項目5の変更内容につきまして、変更後の数量、括弧内に変更前の数量を記載いたしております。各項目で数値が増減するところですが、本件工事の区域は、昭和30年代前半に別荘地開発に合わせて造成工事が行われた経緯がございまして、想定を上回る転石が埋没

していたこと、既存コルゲート管の一部がコンクリートで巻かれておりまして、新たな撤去工事が生じたこと、不測の湧水処理に水かえ工の追加を指示したことなどから数量の増加を認めようとするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第34号の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 雨水バイパス管改修工事（第1工区）に係る工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第35号 令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第36号 令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷 康男君） 次、日程第13、議案第35号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）及び日程第14、議案第36号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第35号令和2年度小豆島町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

会議冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症に関連する補正でございまして、さまざまな分野における支援策を速やかに対応するために、今回、提案させていただいております。

一般会計において追加補正をお願いいたします額は16億3,682万2千円でございます。補正の内容といたしましては、総務費14億6,647万7千円、民生費4,894万3千円、衛生費

700万円、商工費 1 億30万円、教育費1,410万 2 千円となっております。詳細につきましては、担当参事から説明をいたします。

また、議案第36号令和 2 年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましても担当課長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第13、議案第35号令和 2 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）の内容説明を求めます。大江参事。

○参事（大江正彦君） 議案第35号令和 2 年度小豆島町一般会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の75ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16億3,682万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億9,482万 2 千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、補正予算説明書の 6、7 ページからご説明させていただきますと思います。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長からも申し上げましたとおり、全額、新型コロナウイルス感染症に伴います国の緊急経済対策及び町独自の経済対策並びに感染予防対策に関する補正でございます。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、1 項 1 目 1 節社会福祉費負担金16万 9 千円でございます。令和 2 年 3 月 2 日から春休みの前日までの学校休校に伴いまして、放課後等デイサービスが利用増となったことによる国庫負担金の増でございます。

同じく 2 項 1 目 1 節総務費補助金15億6,577万 2 千円でございます。説明欄 1 及び 2 は、4 月27日時点で本町に住民票がある方に 1 人当たり一律10万円を給付する国の特別定額給付金事業に対する国庫補助金でございます。説明欄 1 が寄付金そのものでございまして、説明欄 2 が事務費に対する国庫補助金でございます。補助率は10分の10でございます。説明欄 3 は、新型コロナウイルス感染症に伴いまして地方自治体が実施する各種対策に対する臨時交付金でございまして、小豆島町においては子育て支援や産業支援に活用することとしております。

同じく 2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金1,568万 1 千円でございます。こちらも国の事業で、子育て世帯を支援するため、児童手当に児童 1 人当たり 1 万円を上乗せする臨時特別

給付金事業に関する増額計上でございます。説明欄 1 が児童手当の上乗せ分、説明欄 2 が事務費分となっております。

同じく 2 項 7 目 2 節小学校費補助金 89 万 3 千円でございます。こちらは、学校休校に伴う放課後児童クラブの開所増加分に対する国庫補助金で、補助率は 3 分の 1 でございます。

同じく 4 節就学前教育費補助金 1,037 万円ですが、こちらは、子育て支援に関する各種事業における感染予防対策に対する国庫補助金でございます。説明欄 1 は延長保育事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、幼児保育事業などに対する補助、説明欄 2 が保育所に対する補助でございます。いずれも補助率は 10 分の 10 でございます。

次に、16 款県支出金、2 項 2 目 1 節社会福祉費補助金 19 万 3 千円でございます。こちらは、国庫補助金のところでもご説明いたしましたが、放課後等デイサービスの利用増に対する県費負担分でございます。なお、通常の県費負担分は 4 分の 1 でございますが、これに加えまして、通常、町が負担しておりました 4 分の 1 及び利用者負担分についても県補助金として交付されることとなったものでございます。

同じく 2 項 7 目 1 節小学校費補助金 89 万 3 千円でございます。こちら、国庫補助金のところでご説明申し上げました放課後児童クラブの開所増加分に対する 3 分の 1 の県費負担分でございます。

同じく 3 節就学前教育費補助金 105 万 3 千円でございます。こちらは、幼稚園における感染予防対策に対する県費補助金でございます。補助率は 10 分の 10 でございます。

次に、19 款繰入金、1 項 7 目 1 節地域振興基金繰入金 3,781 万 4 千円でございます。これは、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施いたします町独自の子育て支援及び産業支援に要する財源の不足分を補うため、地域振興基金を活用するものでございます。

歳入の最後でございます。20 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 398 万 4 千円ですが、こちらは、今回の補正に必要となる一般財源を前年度繰越金で措置したものでございます。以上が歳入でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、2 款総務費、1 項 13 目防災諸費、11 節需用費の 300 万 6 千円でございます。こちらは、庁舎内の感染防止対策のため、マスク、体温計、防護服、また住民の方と対面で接する窓口に設置するアクリルパネル等の購入費でございます。

同じく 19 目特別定額給付金事業費 14 億 6,338 万 6 千円でございます。1 節報酬から 12 節

委託料までは、会計年度任用職員の人件費や交通費、コピーやチラシの印刷代、窓口の感染防止用品、また電算処理委託料など給付金事業に要する事務費でございます。

18節負担金補助及び交付金は、4月27日時点で小豆島町に住民票がある方1万4,386人に対して1人当たり10万円の特別定額給付金を給付するものでございます。財源は、歳入でも申しましたとおり、全額国庫補助金でございます。

同じく2項2目賦課徴収費、10節需用費の8万5千円でございます。こちらは、軽自動車税の口座振替通知に合わせて、納税猶予特例制度のチラシを送付するため窓あき封筒を作成するものでございます。

次に、3款民生費、1項5目障害者福祉費の72万2千円でございます。

まず、18節負担金補助及び交付金の38万3千円でございますが、説明欄1は、3月2日から春休みの前日までの学校休校による放課後等デイサービスの利用増に伴う利用者負担を補助するもの、説明欄2は、障害児を抱えるご家庭を支援するため、町独自で特別児童扶養手当受給者18人に対して1人当たり2万円を給付するものでございます。

19節扶助費の33万9千円につきましては、3月2日から春休みの前日までの学校休校による放課後等デイサービスの利用増に伴う給付費でございます。

同じく2項3目ひとり親家庭等福祉費、18節負担金補助及び交付金の354万円でございます。こちらは、ひとり親家庭を支援するため、町独自に児童扶養手当受給者177人に対して1人当たり2万円を給付するものでございます。

8ページの下段から次のページにかけての6目子育て世帯臨時特別給付金事業費4,468万1千円でございます。

まず、8ページの3節職員手当から次のページの12節委託料までは、3月に中学校を卒業した生徒及び4月の児童手当対象者、合計1,450人に対して1人当たり1万円を給付する国の子育て世帯臨時特別給付金事業に係る事務費でございます。

18節負担金補助及び交付金4,350万円につきましては、1人当たり1万円の国の給付金1,450万円と、1人当たり2万円を給付する町独自の給付金2,900万円を計上したものでございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金の700万円でございます。こちらは、感染防止のため、とりわけ制約の多い生活を強いられる妊婦の方々を応援するため、町独自に4月28日以降ご出産予定の妊婦の方に対して1人当たり10万円を給付するものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金の1億30万円で

ございます。これは、本町が食品製造業や観光業などを中心とした産業の町であることを踏まえまして、事業者の皆様方に新型コロナウイルス感染症の影響による現下の非常に厳しい事業環境を乗り越えていただくため、町独自の産業支援策を計上させていただいたものでございます。

まず、説明欄1でございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策緊急支援給付金400万円でございます。5人以上の従業員の方を雇用している町内の事業所から感染者が出た場合に感染拡大防止対策を緊急に支援するため、当該事業所を有する法人に対して1法人当たり定額50万円を給付するものでございます。

説明欄2の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金1,030万円は、香川県知事の休業要請、協力依頼等に応じて、4月25日から5月6日の間に休業または営業時間の短縮等を実施した事業者から香川県から協力金が支給されますが、これに町独自に5万円または10万円を上乗せ給付するものでございます。

説明欄3は、最近3カ月間の事業収入が昨年同期に比べて20%以上減少した会社法人の事業継続と雇用の維持を支えるため、町独自に最高200万円の地域産業持続化給付金を給付するものでございます。

なお、給付額につきましては、事業収入の減少額や国の持続化給付金の給付額あるいは従業員数などを考慮して算定することといたしております。給付対象は260社、従業員3,000人を想定したところでございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、1節報酬の144万円でございます。こちらは、4月13日から5月8日までの休校に伴います安田小学校及び苗羽小学校での放課後児童クラブ開設に必要な人件費の計上でございます。

同じく3目放課後児童クラブ事業費123万9千円ですが、こちら、4月13日から5月8日までの休校に伴う池田放課後児童クラブ及び内海放課後児童クラブの開所増に伴う各節ごとの経費を計上したものでございます。

ページ下段から次のページにかけての4項1目子育て共育費1,037万円ですが、まず11節需用費の987万円につきましては、延長保育事業、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び保育所における感染予防対策に要する消耗品費、ページをめくっていただきまして18節負担金補助及び交付金50万円は、私立の認定こども園の感染予防対策に対する補助金の計上でございます。

最後になりますが、2目幼稚園費の73万7千円及び小豆島こどもセンター費の31万6千円につきましては、町立幼稚園における感染予防対策用の消耗品費及び空気清浄器等の購

入に要する備品購入費の計上でございます。以上、歳入歳出の補正額合計は16億3,682万2千円となっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 町独自の地域産業持続化給付金というものができて、これは歓迎したいと思いますが、これが会社法人に限られるということで、町内のさまざまな業者が今度のコロナの問題では影響を受けて大変な状況になってる中で、個人事業者とか医療法人とか社会福祉法人とか、いろいろなところが困難を抱えて収入が減ったりとか思うんですけども、それらの人たちに対する給付とかは今回ないんですけども、そこらはどういうふうにご考慮されているのか、今後検討をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） まず、社会福祉法人等ですが、社会福祉法人とか宗教法人、これらに関しましては、従前から税制上の優遇措置が適用されておりますので、そのあたりを勘案して除かせていただいたところでございます。

また、個人事業者の方につきましては、例えば数十人の雇用を抱える企業でも200万円の国の給付金でございます。片や1名の個人事業者でも100万円の給付が受けられるといったことで、どちらかといいますと、国の給付金自体がちょっと規模間でバランスが悪いんだというところでございまして、当町の場合は会社法人に限らせていただいたところでございます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 個人が100万円と言われたんですけど、これは50%以上減った場合で、50%以下の減収の場合は全く何もないと。それと、休業要請の業種に入っていない場合もゼロなわけなんです。その辺、ぜひ実態もつかんでいただいて検討していただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 今言われたように、確かに個人事業者さんゼロのところもございますけれども、やはり固定費が大分会社とは違いますし、そういった事情もございまして、今後また情勢を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありますか。大川議員。

○7番（大川新也君） 今回、コロナに関して16億3千万円の大きな補正予算ですが、実際のところ、全て国庫補助金、またもう一つが新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

からのお金であって、実際に小豆島町の一般財源から出たものは、基金の取り崩しをして3,700万円ぐらいですか。地域振興基金だったですかね、そこからだと思うんですが、今、多分10億円ぐらい基金に残高があると思うんですけど、町独自、町独自と参事のほうからかなり強く言われましたけど、町独自でやるのであれば、この10億円のお金、こういうときに使う基金じゃないかと私は思いますが、3,700万円を基金から出すというので、それ以外は全て国庫補助というふうな内容ですが、実際に新聞等で小豆島町の今回の補正予算の金額を見ますと、町民の方は、おうおう、町は16億円も出してコロナに対して対策を考えたんやなというふうにならぬかから聞きました。違うんですよ、実は国からこういうことでおりにきたので、プラスして16億円になったんですっていうような説明をしたんですが、そのあたり、もう少し思い切った予算ができなかったのかと。

先日、議会のほうから提言書も提出したと思いますが、例を挙げますと、子育て世代には、いろいろ子ども手当に、児童手当の上に上乗せするというふうなこともあります、今、高校生、専門学校生、大学生、町から奨学資金を受給されておる方が実際に今困っておるというふうな現状を踏まえますと、そのあたりの奨学資金の増額、また今現在、奨学資金を返還されている方の期間猶予とか、そういうな考えはないのかどうか、それが1点目。

もう1点が、子育てを終わった世代、65歳で年金をもらえるまでの子育てが終わり、一段落した方への何らかの補助、交付金、何らかの町独自の助成金みたいなものがないものか。その2点をお聞きしたいと思います。

今日新聞で、琴平町が、琴平町から奨学資金を受給している学生さんに1人3万円上乗せして給付するというふうな記事が出ておりました。これは、多分コロナウイルスの対策の臨時の交付金の中からだと思うんですけど、そういった独自の考えはできないものか、お願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） まず、コロナウイルスですけれども、今現在、終息したわけではございません。今後どういった事態になるかということは、まだわかりません。したがって、今後、追加で対策が要るのかどうなのか、そういったあたりも含めて、今後の状況がわかりませんので、今現在として、やれるだけの支援は計上したつもりでおるところでございます。

当然ながら、今後の情勢によっては、新たな支援策の上程といったようなことも視野に入ってくるかと思いますが、今現在の精いっぱい支援ということでご理解いただけたら

と思います。

それから、奨学金の猶予等も、当然ながら、内部では一部出たりもしております。したがって、今後の情勢を見てということになりますので、ご意見として承りたいと思います。

それから、子育てが一段落した世代といったようなお話でしたけれども、このあたりも、今後の情勢を見ながら検討はさせていただきたいと思っております。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 今後の情勢を見てですか、それ見よったら遅いと。実際に奨学資金を受けてる大学生はおいでだと思います。最近、小豆島町の奨学資金を受給されている方は多いと思いますので、時期を見ていうのはどうかなというふうに考えますが、ぜひ検討されるそうですので、前向きに第2次の補正が出るように期待しておりますので、終わります。

○議長（谷 康男君） 森崇議員。

○9番（森 崇君） 質問とか意見とかいっぱいあると思うんです。ただ、出前授業的な、その組織に行きますとかという計画みたいなんはないんでしょうか。ここに聞きに来るだけですか。

○議長（谷 康男君） 大江参事。

○参事（大江正彦君） 今現在、周知方法は、ホームページとか町広報とかチラシとか、いろいろ考えておりますけれども、十分でない場合、もしご要望いただければ、ある程度固まっていたいただければ出かけていってご説明をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号令和2年度小豆島町一

般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第14、議案第36号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（濱田 茂君） 議案第36号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の77ページをお願いします。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ19億8,987万8千円とするものでございます。

今回の補正は、国保に加入している被用者に新型コロナウイルス感染症の症状がある場合、傷病手当金を支給することで会社を休んで外出を控えることができる環境を整備し、感染症の拡大を抑制しようとするものでございます。

続いて、その内容につきましては、補正予算説明書により説明させていただきます。

説明書の20ページをお願いします。初めに、歳入の補正でございます。

3款国庫支出金、2項国庫負担金、1目傷病手当金負担金200万円でございます。これは、新型コロナウイルス感染症対策として支給した傷病手当金に対し、国から全額を交付されるものでございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。22ページをお願いします。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金でございます。これは、国保に加入している被用者が新型コロナウイルスに感染またはその疑いがある場合に支給するものでございます。支給額は、直近3カ月の平均給与から算定される日額の3分の2、支給対象日数は、仕事につけなくなった日から3日を経過した日から休日を除く日数となっております。

なお、補正予算額は、小学校休業等対応助成金の額を参考に10名分200万円を計上しております。以上、簡単ではございますが、議案第36号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号令和2年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和2年第1回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員